

令和9年度

秩父市保育施設入所申し込みのてびき

～保育施設入所申請書を提出する前に必ずお読みください～



◆令和9年度申込受付期間

入所希望月	申し込み受付期間
4月入所	1次 令和8年10月13日(火)～11月6日(金) 2次 令和8年11月9日(月)～令和9年3月1日(月)
5月入所	令和9年 3月2日(火)～ 4月 1日(木)
6月入所	令和9年 4月2日(金)～ 4月30日(金)
7月入所	令和9年 5月6日(木)～ 6月 1日(火)
8月入所	令和9年 6月2日(水)～ 7月 1日(木)
9月入所	令和9年 7月2日(金)～ 7月30日(金)
10月入所	令和9年 8月2日(月)～ 9月 1日(水)
11月入所	令和9年 9月2日(木)～10月 1日(金)
12月入所	令和9年10月4日(月)～11月 1日(月)
1月入所※	令和9年12月 1日(水) 締切
2・3月入所※	令和9年12月28日(火) 締切

※令和10年1月～3月入所希望の場合は、**令和10年度入所受付期間**にお申し込みください。

※3月入所の締切は、他の月より一か月前倒しとなりますのでご注意ください。

◇土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。

◇保育こども課のみ第2・第4木曜夜間窓口、最終日曜窓口(くらしのカレンダー参照)でも受付します。

◆受付場所及び時間

- ・秩父市役所 保育こども課(本庁1階④番窓口) … 午前8時30分～午後5時15分
※第2・第4木曜夜間窓口(午後7時まで)、最終日曜窓口(午前8時30分～正午/午後1時～午後5時)
- ・吉田・大滝・荒川 各総合支所 市民福祉課 … 午前8時30分～午後5時15分

◆問い合わせ先

秩父市福祉部 保育こども課 ☎0494-25-5206(直通)

秩父市内保育施設一覧

【保育園（所）】

施 設 名		所 在 地	電話番号	対象年齢	開所時間（延長保育時間含）	
					平日	土曜日
私立	山田保育園(☆) （福）しのめ福祉会	山田1404-1	23-1396	生後6か月から	7：00 ～ 19：00	7：00 ～ 12：30
	秩父かなめ保育園 （福）寛保会	大畑町5-4	23-2022	生後57日から	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 17：30
	秩父若葉保育園 （福）一葉会	金室町11-4	24-3347	生後57日から	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 17：30
	くわの実保育園(☆) （福）くわの実会	黒谷1163-1	24-4455	生後57日から	7：30 ～ 19：00	7：30 ～ 13：30
	風の森保育園(☆) （福）恵明会	山田712-1	26-6622	生後57日から	7：00 ～ 18：30	7：30 ～ 18：00
	わどうの森保育園(☆) （福）恵明会	大野原3052-2	26-7840	生後57日から	7：00 ～ 18：30	7：30 ～ 18：00
	こもれびの森保育園(☆) （福）恵明会	上影森130-1	26-7991	生後57日から	7：00 ～ 18：30	7：30 ～ 18：00
公立	永田保育所 ※令和8年度以降の入所申請 の受付はありません	永田町9-22	22-1805	生後8か月から	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 18：30
	日野田保育所	日野田町1-9-27	22-1806	生後8か月から	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 18：30
	花の木保育所(☆)	上町3-21-9	22-2217	生後8か月から	7：00 ～ 19：00	7：00 ～ 19：00

【認定こども園】

施 設 名		所 在 地	電話番号	対象年齢	開所時間（時間外・延長保育時間含）	
					平日	土曜日
私立	秩父こども園(☆) (学)弘道学園	下宮地町17-6	22-1385	生後57日から	7：30 ～ 19：00	7：30 ～ 18：30
	秩父こども園分園(☆) (学)弘道学園	東町26-7	26-7750	生後57日から ※2歳児まで	7：30 ～ 19：00	7：30 ～ 18：30
	大畑こども園(☆) (学)光学園	大畑町4-64	24-8221	生後57日から	7：00 ～ 19：00	7：30 ～ 18：00
	かみたのこども園(☆) (福)恵明会	荒川上田野994-15	54-0062	生後57日から	7：00 ～ 18：30	7：30 ～ 18：00
	秩父さくら幼稚園(☆) (学)愛恒学園	上町3-10-10	22-0632	生後57日から	7：30 ～ 19：00	7：30 ～ 18：30
	秩父ふたばこども園(☆) (学)橘学園	中宮地町26-21	23-8666	1歳児から	7：30 ～ 19：00	7：30 ～ 18：30
	緑ガ丘認定こども園(☆) (学)緑ガ丘学園	寺尾1548-1	23-9300	生後57日から	7：30 ～ 19：00	7：30 ～ 18：30
	花の森こども園 認定NPO法人 森のECHICA	下吉田7114-3	26-6828	1歳児から	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 12：30
公立	吉田こども園	下吉田3912-3	77-1145	生後8か月から	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 12：30

【事業所内保育所】

施 設 名		所 在 地	電話番号	対象年齢	開所時間（時間外・延長保育時間含）	
					平日	土曜日
私立	まんよう保育園(☆) (福)株父福祉会 万葉の郷内	下吉田7624-4	26-7517	生後57日から ※2歳児まで	7:00 ～ 19:00	7:30 ～ 18:30 (土・祝日)

※事業所内保育所とは、従業員のお子さんをお預かりする施設ですが、地域のお子さんも若干名お預かりします。

《注意事項》

- ・短時間認定の保育時間は、原則8:30~16:30となります。
- ・(☆)は延長保育実施の施設です。延長保育を利用される場合は、別途延長料金がかかる場合もありますので各施設にご相談ください。
- ・土曜日の保育に関しては、施設へ直接お問い合わせください。
- ・保育施設の休日については各施設の事情により変更する可能性があります。
- ・保育施設の詳細は、各施設または保育こども課へお問い合わせください。

《申し込みまでの流れ》

①秩父市保育施設入所申し込みのてびき（本てびき）をよく読みましょう

申し込みは本てびきの内容にご同意いただいているものと判断させていただきます。



②希望する保育施設を選びましょう

入所申し込み前に施設の見学をお願いします。

入所を希望するすべての施設へお問い合わせの上、ご見学ください。

見学のポイントは「保育所・認定こども園の見学について（ピンクの用紙）」をご覧ください。



③必要書類を用意しましょう

就労中（予定）の方は、勤務先に「就労証明書」を作成していただく必要があります。

必要書類は本てびきの7ページを確認し、早めに準備しましょう。

※年度途中での申し込みの場合は、入所希望月の前3か月以内に発行された証明書をご用意ください。

※育休手続きなどのために申請書の写しが必要な方は、提出前にコピーしてください。



④申し込み受付期間内に必要書類を提出しましょう

受付時に書類の不備や不足があった場合は、受付できません。

期限に余裕をもってお申し込みください。

ご不明点等ございましたら、
お早めにご相談ください。

令和9年度クラス編成

クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和8年4月2日～
1歳児クラス	令和7年4月2日～令和8年4月1日
2歳児クラス	令和6年4月2日～令和7年4月1日
3歳児クラス	令和5年4月2日～令和6年4月1日
4歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日
5歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日

※0歳児は、入所月の1日時点で各施設が定める対象年齢に達していることが条件となります。



～ もくじ ～

申込受付期間／受付場所及び時間……………	P 1	◆申し込みに必要なもの……………	P 7
秩父市内保育施設一覧……………	P 2	◆広域入所……………	P 8
申し込みまでの流れ／クラス編成／もくじ…	P 3	4. 申し込みから入所までの流れ…	P 9
1. 保育施設について……………	P 4	5. 入所後の提出書類……………	P 10
2. 教育・保育給付認定について……………	P 5	6. 保育料及び給食費について…………	P 11
3. 入所申し込みについて……………	P 6	7. よくある質問……………	P 13

1. 保育施設について

◆保育施設とは

保育施設は、保護者が就労や病気等の理由により、お子さんを家庭で保育できないときに、児童福祉法に基づき保護者に代わって保育することを目的とした施設です。

※保育園（所）、認定こども園（保育園部分）、事業所内保育所を指します。

◆入所申し込みできる方

保護者が次の①～⑨のいずれかに該当し児童の保育ができない場合で、保育の必要性がある「2号」「3号」の認定を受けた者（P5【支給認定区分】参照）に保育施設への入所資格が生じます。

保育の必要性	
①就労（復職予定含む）	1カ月あたり <u>48時間以上</u> の労働をしている。
②妊娠・出産	母親が出産前後のため、児童の保育が困難である。 （労働基準法に定める産前産後の期間のみ）
③疾病・障がい	疾病、障がいがある等の状況にある。
④看護・介護	児童の家庭に病人や障がいがある人がいるため、常時看護、介護をしている。
⑤災害	児童の家庭が火災、風水害、地震等に被災し、その復旧にあたっている。
⑥求職活動	求職活動をしている。（起業準備を含む）（3カ月間）
⑦就学	学校または職業訓練校に在学している。
⑧虐待・DV	虐待やDVのおそれがある。
⑨その他	市長が認める①～⑧に類する状態にあるとき。

※「育児休業」を事由としての新規入所はできません。

※在園児の下のお子さんの育児休業を取得する場合は、「育児休業」を事由として保育施設を継続利用できます。

◆障がい児保育等について

保護者が「保育の必要性」①～⑨いずれかを有し、保育施設への入所を希望する児童において、障がいがある、もしくはあると思われる児童については、集団生活が可能かどうかなど、申し込み前に市役所や保育施設との相談が必要となります。

また、定期的に薬の投与が必要な児童においては、保育施設の職員が薬を投与すること（医療行為）は原則としてできませんので、申し込み前に必ずご相談ください。

◆保育施設の見学等について

施設により特色がありますので、入所を希望する前にお子さんといっしょに見学し、施設の方針などをよく理解した上でお申し込みください。

※入所日から就労開始予定や復職まで期間が短い場合は、ならし保育期間についてご確認ください。

※きょうだいが在園中または卒園した施設の場合でも、入所を希望する旨を施設へご相談ください。

2. 教育・保育給付認定について

◆認定とは

保育施設を利用するには、保護者が市へ「教育・保育支給認定申請書 兼 施設地用申込書」を提出し、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

【支給認定区分】

お子さんの年齢や保育希望の有無により、1号から3号までの区分を認定します。

保育を希望される方の認定区分は「2号認定」または「3号認定」になります。

※「1号認定」は保育施設へお申し込みください。

支給認定区分	対象児童	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	お子さんが満3歳以上で、幼児教育を希望する場合	認定こども園
2号認定 (保育認定)	お子さんが満3歳以上で、保護者が就労や疾病等により、保育を必要とする場合	保育園(所)、認定こども園 (2ページ参照)
3号認定 (保育認定)	お子さんが満3歳未満で、保護者が就労や疾病等により、保育を必要とする場合	保育園(所)、認定こども園、事業所内保育所 (2ページ参照)

【保育必要量】

保護者の就労時間や保育を必要とする事由に応じ、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。利用できる時間は、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります(保育利用時間は最大の時間です)。

区分	保育利用時間	保護者の状況
保育標準時間	1日最大11時間	就労・就学(※1)、産前・産後、災害復旧、虐待・DV、疾病・障がい・看護(※2)
保育短時間	1日最大8時間	就労・就学(※1)、育児休業中の継続利用、求職活動、疾病・障がい・看護(※2)

(※1)勤務時間や通勤時間も考慮し、区分します。

(※2)疾病・障がいの状態、看護の時間により区分します。

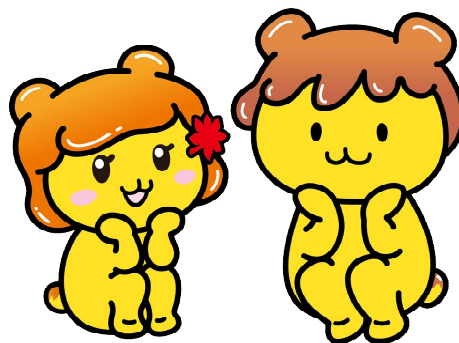
※保育短時間は、原則8時30分～16時30分になります。

〈保育時間イメージ〉

7時	8時半	16時半	19時
延長保育	保育短時間	延長保育	
延長保育	保育標準時間	延長保育	
7時半		18時半	

※延長保育料の金額は各施設によって異なります。

※保育標準時間の延長保育は実施していない施設もあります。



3. 入所申し込みについて

◆申し込みにあたって

入所日は、各月の1日からとなります。

入所決定は先着順ではありません。入所希望者が多数いる場合には「選考基準表」等により選考します。保育が必要な「2号」「3号」に認定された場合でも、施設の空き状況や受入体制によっては、入所できない場合があります。

【育児休業明け復職の方】※復職とは、『育児休業を取得している勤務先に復帰すること』です。育児休業中の方は、入所後、翌月 14 日までに復職することを条件に入所申し込みができます。（就労証明書の No.11 復職（予定）年月日にて確認します。）

〔 例：5月 1 日～14 日復職 → 4月または5月入所の申し込みが可能
5月 15 日～31 日復職 → 5月入所の申し込みが可能 〕

※入所日の翌月 14 日までに復職できない場合、入所の取り消しまたは退所となります。

※復職後2週間以内に「復職証明書」の提出をお願いします。

【生まれる前のお子さんの申し込みをされる方】※4 月入所の場合

生後 57 日から入所可能な施設への申請は、出産予定日が令和 9 年 2 月 3 日までのお子さんも対象になります。なお、出産が令和 9 年 2 月 4 日以降になった場合は、入所の決定（内定）が取り消しになります。

【妊娠中・出産予定の方】

妊娠中でも上のお子さんの入所の申請をすることができます。

認定期間は、産前 6 週（多胎の場合 14 週）の属する月の 1 日から産後 8 週が経過する日の月末までの間です。※出産日によって産後 8 週が経過する日の月が前後することがあります。

〔 例：5 月 12 日に出産予定がある場合（産前 4/1～産後 7/7）は、4 月から 7 月入所希望 〕
産後 8 週経過以降も継続入所を希望する場合は、必要書類を提出していただき、保育の必要性が認めらることで、引き続き施設を利用することが可能です。

【就労予定・求職活動中の方】

就労予定または求職のために入所を希望する場合、誓約入所として 3 か月間（短時間認定）の入所となります。この場合、入所後 3 か月以内に 月 48 時間以上の就労を開始し、就労証明書を提出した後、改めて希望した期間までの入所を承諾します。

※3 か月以内に保育の必要な事由が確認できない場合は退所していただきます。

【就学中の方】

就学が認定事由となる学校には条件があります。詳しくはお問い合わせください。
通信教育などによる自宅での資格取得等は認められません。

◆申し込みに必要なもの

入所児童 1 人につき 1 組必要です。

※保育施設入所申込書及び家庭調査票以外はコピー可とします。

❖は保育こども課所定の様式です。必要な方は窓口にてお渡ししています。

【①全員提出が必要な書類】

- ☐ 保育施設入所申込書（「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」）
- ☐ 家庭調査票（保育の実施基準調査票）
- ☐ 保育の必要性を証明する書類（父母それぞれの提出が必要です）

※証明書等の有効期限は、発行日から 3 か月以内となります。



保育を必要とする事由	必要な資料
就労 （復職予定・内定含む）	☐ 就労証明書❖ ※内定の場合は就労開始予定日記載のもの ≪自営の場合（営業を確認できる書類）≫ ☐ 確定申告書 または 開業届の写し 等 （株式会社や有限会社など法人の場合は省略可）
妊娠・出産	☐ 母子健康手帳の写し （表紙と分娩予定日がわかる部分）
疾病・障がい	☐ 医師の診断書 （日中にお子さんの保育が必要である旨が記載されている必要があります） ☐ 障がい者手帳の写し ※交付されている場合 （氏名・等級記載部分）
看護・介護	☐ 介護状況申告書❖ ☐ 被介護・看護者の状況の証明 （医師の診断書、介護保険者証、入院計画書 等）
災害	☐ 災害証明書
求職活動	☐ 就労誓約書❖
就学	☐ 在学証明書 ☐ 時間割

【②提出時に必要な書類】

- ・番号確認に必要な書類 … ☐ 個人番号カード または 個人番号通知カード（世帯全員分）
☐ 本人確認書類（運転免許証 等）
☐ 委任状 ※申請者以外が提出する場合のみ

【③該当者のみ必要な書類】

- ・同一世帯に障がい者手帳等所持者がいる方 … ☐ 障がい者手帳の写し（氏名・等級記載部分）
☐ 特別児童扶養手当証書の写し
 ※障がい者手帳が交付されていない場合のみ
- ・調停中の方 … ☐ 離婚調停を証明する書類（裁判所からの呼出状 等）
- ・ひとり親家庭の方 … ☐ 事実婚がないことの申立書❖

◆広域入所

市外からの申し込み・市外の保育施設への申し込みの方はご確認ください。

【秩父市へ転入予定の方】

〈受付場所〉秩父市役所保育こども課

〈受付期間〉表紙の申込受付期間をご確認ください。

〈必要書類〉秩父市の申請書類（P7 をご確認ください）

〈注意事項〉入所調整及び結果通知は秩父市が行います。

入所希望月の前月末までに、秩父市に転入手続きを完了させてください。

（転入手続きが完了していない場合は、入所取り消しとなる場合があります。）

※すでに秩父市内への転入先が決まっており、申込書の住所欄に新住所をご記入いただいている場合は、選考上の調整点数が減点されることはありません。

【秩父市から転出予定の方】

〈受付場所〉転出先市区町村の保育担当課

〈受付期間・必要書類〉転出先の市区町村へお問い合わせください。

〈注意事項〉現在、秩父市内の保育施設を利用している方で、転出後も引き続き利用したい場合は、必ず転出先市区町村の保育担当課へお申し込みください。

【市外から秩父市への申し込み（秩父市に転入しない方）】

〈受付場所〉お住いの市区町村の保育担当課

〈受付期間〉お住いの市区町村の保育担当課での受付後に、秩父市保育こども課へ郵送されます。表紙の申込受付期間内に秩父市保育こども課へ届いた申請書類を選考対象とします。※詳細な締切はお住いの市区町村へご確認ください。

〈必要書類〉お住いの市区町村の申請書類

〈注意事項〉入所調整は秩父市が行い、結果についてはお住いの市区町村へ回答します。秩父市在住の方を優先して利用調整を行うことあらかじめご了承ください。

【市外への申し込み（秩父市から転出せず利用する方）】

〈受付場所〉秩父市役所保育こども課

〈受付期間〉秩父市保育こども課で受付後に、希望する保育施設所在地の市区町村へ申請書類を郵送します。希望する保育施設所在地の市区町村の受付期限の7日前までに、秩父市保育こども課へ提出してください。

〈必要書類〉秩父市の申請書類（P7 をご確認ください）

希望する保育施設所在地の市区町村の指定する書類

〈注意事項〉事前に、希望する保育施設所在地の市区町村に受付期限及び必要書類をご確認ください。

入所調整は保育施設所在地の市区町村で行います。

保育の必要性の認定、結果通知及び保育料・副食費決定は秩父市で行います。

4. 申し込みから入所までの流れ



入所申し込み

表紙の申し込み受付期間をご確認ください。

※3月以外の随時入所は入所希望月の前月1日か締切（休日の場合は直前開庁日）となります。

必ず入所希望月の受付期間内にお申し込みください。
書類の不備や不足があった場合は、受付できません。

※申し込み内容（就労証明書等）に虚偽があった場合は、選考対象外とします。

※申込書の第1希望から第3希望に記入したいいずれかの施設に決定した場合、事前の連絡はありません。実際に通うことができる施設だけをご記入ください。



入所調整

《4月入所》

1次：12月～1月上旬頃

2次：3月2日～7日頃

《随時入所》

前月2日～7日頃

※状況により、調整に時間がかかることがあります。

提出された書類により、保育の必要性について審査、認定を行います。

「選考基準表」などの基準をもとに選考が行われ、保育の必要性がより高い児童から順に入所の調整を行います。

※定員に空きがある場合でも、職員の配置状況や保育の実施状況によっては受け入れができない場合があります。

※希望した施設への入所が決まらなかった場合には、電話にて他の施設への入所希望や、待機・保留の意思確認が行われます。



入所決定・保留

《4月入所》

1次：2月上旬頃

2次：3月8日～14日頃

《随時入所》

前月8日～14日頃

結果については、郵送にて通知します。

定員超過等により入所できなかった方で、保留通知書の発行を希望される場合は、お申し出ください。

※育休手続きなどのために申請書の写しが必要な方は、提出前にコピーしてください。



入所前説明 (面談)

入所が決定した後は、「ならし保育」や「持ち物」などの確認が必要になります。入所時期によって対応が異なりますのでご注意ください。

《4月入所（1次）》

新年度入所の方を対象に、説明会が行われます。

説明会に関する詳細は、入所決定施設から保護者宛てにご案内される予定です。

《4月入所（2次）・随時入所》

保護者の方から入所決定施設へ直接ご連絡いただき、入所へ向けた準備を進めていただきます。



入所

入所後、保育施設的环境になれるまでの間は短時間の保育となります。ならし保育の期間は、お子さんの年齢や様子、施設の方針によって異なります。

5. 入所後の提出書類

◆入所後の変更届出について

次の場合は、保育こども課または各総合支所市民福祉課にて手続きを行ってください。手続き後、保護者の方からも保育施設へ直接ご連絡をお願いします。

- ・育児休業からの職場復帰により、在園児（上の子）の認定事由・保育必要量が変更となったとき ※復職日から標準時間へ変更する場合は、事前に手続きが必要です。
- ・仕事が変わったとき（勤務先・勤務時間等） ※「就労証明書」の提出が必要となります。
- ・仕事を退職したとき ※求職活動を行う場合は、「就労誓約書」の提出が必要となります。
- ・下の子の出生により育児休業を取得するとき ※出生後に手続きが必要となります。
- ・住所、家族構成や名前が変わったとき
- ・退所するとき 等

◆現況・継続確認について

入所後、認定期間に関係なく、翌年度 4 月以降の施設入所継続の意思確認及び保育の必要性の確認を行います。

市内の保育施設に入所している児童は、毎年 10 月頃に施設を通じて行います（市外の保育施設に入所している場合は、ご自宅へ郵送します）。

なお、提出されない場合は、翌年度継続して利用することができませんので、予めご了承ください。

◆入所後の保育の必要な事由の消滅について

入所中に次のような理由（類する状態になった場合を含む）により保育の必要な事由が消滅した場合は、保育こども課へ必ずご連絡ください。

- ・保護者が仕事に従事せず、家庭で保育できる状態になったとき
- ・産後 8 週間を過ぎたとき（育児休業中はこの限りではない）
- ・病人の看護等を常態としなくなったとき
- ・母親または父親の傷病が回復し、保育できる状態になったとき

※上記の理由により保育の必要な事由が一度消滅しても引き続き入所を希望する場合は、（就労）誓約書を提出していただき、3 か月以内に保育の必要な事由が確認できない場合は退所になります。

◆転園について

希望施設へ必ず転園ができるわけではありません。転園が決定するまでの間、現在通っている施設を継続して利用することができます。

転園申請の受付期間は、入所申し込みと同様ですが、事前にお問い合わせください。

また、新年度（4 月）は新規入所より転園が優先となりますが、年度途中は新規入所が優先されます。

6. 保育料及び給食費について

◆保育料及び副食費免除の可否の決定について

保育料及び副食費免除の可否の決定は、父母合算の市町村民税額で算定します。

ただし、所得が父母ともに 58 万円以下で、祖父母が同住所（別世帯含む）にあり、家計の主宰者と思われる場合は、祖父母の分も合算します。※生計が別である場合はお問い合わせください。（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等の税額控除適用前の金額で算定します。）

4～8 月分は令和 8 年度、9～3 月分は令和 9 年度の市町村民税額をもとに決定します。毎年 9 月に見直しを行いますので、年度途中で金額が変更になる場合があります。

※算定の際に住民税が確認できなかった場合は、最高階層となります。入所申し込みの際には、住民税の未申告でないことを確認してください。

◆保育料（0 歳～2 歳児クラス）について

- ・保育料は月単位です。欠席や月の途中の退所でも 1 か月分かかります。
- ・年度途中で 3 歳になっても、その年度は保育料がかかります。



秩父市保育料表 【月額】（令和 8 年 9 月 1 日現在）

階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間
第 1	生活保護等の世帯	0	0
第 2	市町村民税非課税世帯	0	0
第 3	市町村民税均等割のみ課税世帯	9,200 (4,350)	9,200 (4,350)
第 4	市町村民税所得割額	12,150 円未満	11,300 (5,350)
第 5		24,300 円未満	12,100 (5,750)
第 6		36,450 円未満	12,900 (6,150)
第 7		48,600 円未満	13,500 (6,400)
第 8		56,800 円未満	15,900 (7,950)
第 9		65,000 円未満	18,600 (9,000)
第 10		77,101 円未満	19,800 (9,900)
		81,000 円未満	19,800
第 11		97,000 円未満	20,800
第 12		109,000 円未満	23,300
第 13		121,000 円未満	25,700
第 14		145,000 円未満	28,100
第 15		169,000 円未満	30,900
第 16		213,000 円未満	34,700
第 17		257,000 円未満	38,300
第 18		301,000 円未満	42,300
第 19		397,000 円未満	48,000
第 20		397,000 円以上	52,100

※（ ）内の金額は、母子及び父子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等に該当した場合の金額です。（母子・父子・在宅障がい児（者）のいる世帯等に該当する場合は、障がい者手帳の写しや事実婚がないことの申立書等の提出が必要となります。）

【保育料の多子軽減】

同一世帯にお子さんが2人以上いる場合、世帯の状況により2子以降の児童の保育料が軽減される場合があります。

- ・ 小学校就学前の範囲内で保育施設を利用している児童が2人以上いる場合
「第2子は半額」「第3子以降は無料」

- ・ 世帯の市町村民税所得割額の合算額が57,700円未満の場合
兄弟の年齢に関わらず「第2子は半額」「第3子以降は無料」

- ・ 上記の条件に該当しない「第3子以降は無料」（秩父市多子世帯保育料無償化事業）

※秩父市多子世帯保育料無償化事業は、埼玉県多子世帯保育料無償化支援事業補助金の交付を受け実施しているため、県の事業縮小に伴い減額、廃止となる可能性があります。

◆給食費（3歳～5歳児クラス）について

3歳以上児につきましては、主食分と副食分の給食費をまとめて保育施設にお支払いいただきます。金額は施設ごとに異なります。また、副食費については、世帯の所得や多子の状況より免除となる場合があります。

0歳から2歳児につきましては、保育料の中に給食費が含まれていますので、別途給食費としての負担はありません。

◆保育料及び給食費の納付について

保育料：公立保育施設・私立保育園 → 市に納付

私立認定こども園・事業所内保育所 → 施設に納付

給食費：公立保育施設 → 市に納付

私立保育園・私立認定こども園・事業所内保育所 → 施設に納付

※施設に納付の場合、納付方法は各施設によって異なります。

【市への納付方法】

市から郵送する「秩父市保育所保育料等口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」に必要事項を記入し、振替を希望する口座を開設している金融機関*に提出してください。

*埼玉りそな銀行、りそな銀行、足利銀行、東和銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、中央労働金庫、埼玉信用組合、ちちぶ農業協同組合、ゆうちょ銀行 ※振替手数料は、秩父市が負担します。

※口座振替は、金融機関によっては、提出後約1か月ほど処理期間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

現金納入を希望する場合は、毎月10日頃に納入通知書（納付書）を送付します。

【滞納された場合】

保育料及び給食費については、保護者すべて（例えば父母両方とも）に納める義務がありますが、納入義務者である『教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書』に記載された保護者へ督促状の送付や滞納処分を行っています。

7. よくある質問



Q. 認可保育施設は、市立と私立で何か違いはありますか？

A. どちらも国の基準を満たし、県や市に認可された施設ですが、市立保育施設は、秩父市が設置・運営し、私立保育施設は社会福祉法人等が設置・運営しています。そのため、私立保育施設では、保育方針や施設の雰囲気などにそれぞれ特色があります。なお、申し込み方法や選考方法は同じです。

Q. 認定こども園とはどんな施設ですか？

A. 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せもった施設です。3歳児から5歳児クラスの幼稚園としての利用とは別に、0歳児から5歳児クラスの保育所としての利用があります。

Q. 保育施設の空き状況を教えてもらえますか？

A. 4月入所は申請受付時に受け入れ可能数が未確定のため、お伝えできません。

随時入所の市内保育施設の空き状況は窓口や電話にてお問い合わせください。ただし、保育士の配置状況や急遽の退所等により空き状況が変動することがあります。また、空きがあっても職員の配置状況や保育の実施状況によっては、必ず入所できるものではありません。

※あくまでも、目安として参考にしてください。

Q. 申し込み書類は、申し込み時点の情報で提出するべきでしょうか？それとも入所希望月時点の情報で提出するべきでしょうか？

A. 申し込み書類は、入所希望月の情報で提出してください。そのため、申し込み後、転職や要件の変更が考えられる場合はご注意ください。

Q. 職場に就労証明書の記入を依頼しますが、育児休業前の状況を記入してもらえばいいですか？

A. 復職する際の見込みの就労状況を記入してもらってください。就労証明書は、お子さんが保育施設に入り、復職するときの働き方を記入いただく必要があります。

※No.7 就労実績は、産休前の実績です。（詳しくは、就労証明書裏面の記入例をご確認ください。）

Q. たくさん希望施設を書いたほうが入りやすいですか？

A. 希望施設を多く記入していただくと、選考する施設が増えるため、入所決定する可能性は高まります。しかし、入所決定後に、自宅から遠いなどの理由により、辞退する方がおられます。入所後の送迎を考慮し、通える範囲で、通いたい順番でご記入ください。（第1希望の施設のみご記入いただいても差し支えありません。）

Q. 定員に空きがない保育施設も、希望することができますか？

A. できます。退所等で空きができた場合でも、申し込み締切日までに申し込みをしておかないと、選考の対象になりません。

Q. 申し込みをすれば必ず入所できますか？先着順ですか？

A. 申し込み人数が募集人数を超えた場合は選考となるため、入所できないことや保護者に確認した上で別の保育施設に調整することもあります。特に年度途中の申請については希望に添えない場合もあります。また、保育の必要性の高い方から選考するため、先着順ではありません。

Q. 申し込みをしても保育施設に入所できない場合、再度申し込みをする必要がありますか？

A. 申し込みは入所希望月から年度末までは有効となるため、翌月も継続して調整する場合は、年度内の再申し込みは不要です。翌年度の入所を希望する場合は、あらためて新規の申し込みが必要です。なお、希望する保育施設を変更したい場合には、保育こども課までお越しください。

Q. 申し込みをして待機している期間が長ければ優先順位は高くなりますか？

A. 待機している期間の長さで優先順位が高くなることはありません。毎月ごとに保育できない状況の緊急性の高い方から順に決定します。

Q. 申し込みをした後に、勤務状況や家庭状況に変更があった場合、連絡は必要ですか？

A. 必要です。選考条件に影響しますので、必ず保育こども課へ連絡し、届出をしてください。連絡なしに入所した場合、退所していただくこともあります。入所後に変更があった場合も、必ず保育こども課へ連絡してください。

Q. 今年度の1月入所申し込みをしたいのですが、入所できなかったことを考慮して、来年度の4月入所申し込みも並行したい場合は、どのように手続きしたらいいですか？

A. 現年度（12月～3月）の入所申し込みと来年度の4月入所申し込みを並行して行う場合は、来年度用の申請書類を使用していただき、4月入所の申し込み受付期間までにお申込みください。※12月入所希望の場合は、申し込み締切日にご注意ください。

Q. 保育施設では、何時まで保育してもらえますか？

A. 各施設の開所時間の詳細は、2ページの保育施設一覧をご覧ください。

認定される保育必要量によって保育時間が違います。保育短時間認定の場合は最大8時間（午前8時30分～午後4時30分）、標準時間認定の場合は最大11時間の利用となります。保護者の勤務時間、通勤時間などの事情に応じてその範囲内で必要な保育を行います。認定時間を越えて保育を利用する場合は延長料金等がかかります。詳細は各施設にご相談ください。

Q. 祖父母と同居しています。保育料や副食費はどうなりますか？

A. 父母それぞれの年間所得が58万円未満になると、同住所・同番地に住む祖父母を、保育料及び副食費免除にかかる算定に加えます。なお、住民票上別世帯でも同様です。生計が別である場合には、お家の間取り、光熱水費の領収書等、生計が別であることがわかる書類の提出が必要となります。算定は、ご提出のあった翌月より適用となり、さかのぼることはいたしません。